

# 仕 様 書

## 1. 業務概要

### (1) 業務目的

本業務は、鳴門市し尿処理施設の沈砂槽、受入槽、貯留槽及び予備貯留槽の構内を高圧洗浄等により清掃し、底部に溜まった沈殿物（沈砂、汚泥等）を収集、運搬及び処理（リサイクル）し、施設の良いな運転を目的とする。

### (2) 委託業務名

鳴門市し尿処理施設貯留槽等清掃及び沈殿物処理業務

### (3) 場 所

鳴門市撫養町木津

### (4) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月25日まで

### (5) 業務内容等

本業務の範囲及び内容は、3. 業務範囲及び7. 業務内容によるものとする。

## 2. 雑則等

### (1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために当然必要と思われる業務内容については、原則として業務受注者（以下「受注者」という。）の責任において実施するものとする。

ただし、鳴門市及び受注者とも事前に予知できない事項については、鳴門市と協議のうえ決定するものとする。

### (2) 疑 義

受注者は本仕様書に不備や疑義が生じた場合は、鳴門市と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。

### (3) 検 査

本業務は、鳴門市の検査合格をもって完了とする。

## 3. 業務範囲

本仕様書で定める業務の範囲は、次のとおりとする。

### (1) し尿処理施設の沈砂槽、受入槽、貯留槽及び予備貯留槽の構内を高圧洗浄等により清掃し、底部に溜まった沈殿物（沈砂、汚泥等）を収集、運搬及び処理（リサイクル）する。

し尿処理施設の所在地：鳴門市撫養町木津字口中山200番地

### (2) 貯留槽等の清掃を行う者が自社の保有する施設で処理（リサイクル）を行わない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の基準を満たすことが出来る者が保有する施設で処理（リサイクル）を行う。この場合、貯留槽等の清掃を行う者は事前に処理施設確認申請書を提出し、処理（リサイクル）を行う者は発注者からの委託を受けることとする。また、貯留槽等の清掃を行う者は業務全体の計画、協議、調整等を行うものとする。

## 4. 提出書類

本仕様書に基づき鳴門市の指定する期日までに、次に示す書類を提出するものとする。

(1) 契約締結までに提出する書類

- ・見積内訳書
- ・処理施設確認申請書

(2) 契約締結後に提出する書類

- ・業務計画書
- ・業務工程表（概要）

(3) 業務完了後に提出する書類

- ・完了報告書
- ・業務履行写真
- ・実績報告書

5. 法令等の遵守

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) その他関係法令、条例及び規則等

6. 業務管理

受注者は本業務実施に際して、次の事項を遵守すること。

(1) 労働災害の防止

現地作業中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の発生がないよう努めること。

(2) 復旧

既存建物等の汚染防止に努め、万一紛失、損傷、汚染等が生じた場合は、受注者の責任において復旧すること。

(3) 主任技術者

受注者は、知識、経験を有する主任技術者を選任し、その旨を4.(2)の業務計画書に記載しなければならない。主任技術者は本業務に関し、一切の事項を処理するものとする。

7. 業務内容

(1) 処理箇所及び数量

し尿処理施設の沈砂槽、受入槽、貯留槽及び予備貯留槽の構内を高圧洗浄等により清掃し、底部に溜まった沈殿物（沈砂、汚泥等）を収集、運搬及び処理（リサイクル）する。作業内容については以下のとおりとする。

項目	数量
1回目 沈砂槽（4槽）、受入槽、貯留槽及び予備貯留槽（各2槽）	45 t
2回目 沈砂槽（4槽）、受入槽、貯留槽及び予備貯留槽（各2槽）	45 t

実施時期については、9月と3月を予定しているが、市およびし尿処理施設修繕請負業者と協議の上、決定することとする。